

この保険は、海外旅行中におけるケガ・病気・賠償責任・旅行品損害等の補償を希望されるお客さまにおすすめる商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。

2015年10月以降始期契約用



海外旅行を安心して楽しむために

こんなときにお役に立ちます…

疾 病

病気による死亡および治療費用



傷 害

宿泊先での転倒など、ケガによる死亡・後遺障害および治療費用



救 援 者 費 用

死亡または3日以上入院等による捜索・救助活動のため、ご家族の方が現地へ



賠 償 責 任

買い物中、商品など、他人のものを誤って壊した



海外旅行 傷害保険

旅行中のケガ・病気や
トラブルに備えて

◇ご契約前／ご契約時のご注意

この保険がお客さまのご希望（ご意向）に沿った商品であるか、必ずご確認のうえ、ご契約ください。ご希望に沿わない場合は、この保険にご契約いただくことができません。ご契約前／ご契約時のご注意は、重要事項等説明書の「契約締結前におけるご確認事項」および「契約締結時におけるご注意事項」をご参照ください。また、特に次の点にご確認ください。

- この保険は、危険な運動等を行っている間の事故に対し、あらかじめ割増保険料を支払っていない場合は保険金または保険金額を削減します。危険な運動等の種類は、このパンフレット中面「ご契約上のご注意」＞「保険金または保険金額の削減となる運動等」をご参照ください。
- 次のいずれかに該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額の引受限度額は、それぞれ1,000万円となります。また、同種の危険を補償する他の保険契約等⁽⁴⁾があるときは、それぞれ合算して1,000万円がお引受けの限度となります。
 - ①保険始期日時時点の被保険者の年齢が満15歳未満の場合
 - ②ご契約者と被保険者が異なる場合で、この保険契約の被保険者となることについて被保険者の同意がないとき。

(注) 海外旅行傷害保険、普通傷害保険、家族傷害保険または共済契約等をいいます。

●賠償責任保険補償特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（クレジットカードに付帯された保険契約等、弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。他の保険契約等をご確認いただき、要否をご判断のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項説明書の「その他ご留意いただきたいこと」(4)特約の補償重複をご参照ください。

◇ご契約後／その他のご注意

ご契約後／その他のご注意は、重要事項等説明書の「契約締結後におけるご注意事項」および「その他ご留意いただきたいこと」をご参照ください。

◇事故が発生した場合

- ◆事故が発生した場合は、30日以内（損害賠償の請求を受けた場合は遅滞なく）に、海外の緊急時は下記の海外アシスタンスセンター（日本語対応/24時間・年中無休）、それ以外の時は取扱代理店または弊社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類をご提出いただくことがあります。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ◆高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合等、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、弊社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者⁽⁴⁾等が保険金請求できる代理請求人制度があります。

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- このパンフレットは、海外旅行傷害保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知義務・通知義務、保険会社破綻時等の取扱い、個人情報の取扱い、その他この保険の詳しい内容は、重要事項等説明書および「海外旅行傷害保険ハンドブック（普通保険約款・特約）」をご参照ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。

【保険に関するご質問・ご相談・苦情等は】

取扱代理店または下記の弊社営業店にご連絡ください。

営業店	電話番号	受付時間
東京支店	03-5326-7234	平日 9:30~17:30
大阪支店	06-6262-5471	
札幌支店	011-231-2081	平日 9:00~17:00
名古屋支店	052-533-9961	
岡山支店	086-225-0581	
広島支店	082-243-7821	

【弊社の契約する指定紛争解決機関】

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

＜一般社団法人保険オンブズマン＞

電話：03-5425-7963

受付時間：土日、祝日、年末年始等を除く 午前9時~12時、午後1時~5時

ホームページアドレス：www.hoken-ombs.or.jp/

海外旅行傷害保険の補償内容

この保険は、旅行行程中^(注1)に急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者^(注2)が傷害（以下「ケガ」といいます。）を被った場合、または疾病（以下「保険金をお支払いしない主な場合」の一部を除き、「病気」といいます。）を発病された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類 ^(注3)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ^(注3) (傷害死亡保険金支払特約)	責任期間 ^(※) 中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (※)責任期間とは、保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。以下同様とします。	傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既にお支払いした傷害後遺障害保険金があるときは、傷害死亡保険金額からその額を差し引いた残額をお支払いします。	・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ・自動車等の無資格運転、道路交通法で定める酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故によるケガ ・妊娠、出産、早産または流産によるケガ ・脳疾患、病気または心神喪失によるケガ など
傷害後遺障害保険金 (傷害後遺障害保険金支払特約 (後遺障害等級表型))	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100% ^(※) をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。 (※)労働者災害補償保険法に基づく政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた障害等級区分（保険金支払割合）となります。	
傷害治療費用保険金 (傷害治療費用補償特約 ^(注4))	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合	実際に支出した治療費用等のうち、社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。	
疾病治療費用保険金 (疾病治療費用補償特約 ^(注4))	次のいずれかの事由（主な場合）に該当した場合 ①責任期間中に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合 ②責任期間中に感染した特定の感染症が原因で、責任期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合	実際に支出した治療費用等のうち、社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りします。	・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 ・妊娠、出産、早産または流産による病気 ・歯科疾病 など
疾病死亡保険金 (疾病死亡保険金支払特約)	次のいずれかの事由（主な場合）に該当した場合 ①責任期間中に病気により死亡した場合 ②責任期間中に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合	疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。	
賠償責任保険金 (賠償責任危険補償特約 ^(注4))	責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。 (※)1回の事故について、賠償責任保険金額を限度としてお支払いします。	・保険契約者または被保険者の故意による損害 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 など
携行品損害保険金 (携行品損害補償特約 ^(注4))	責任期間中に偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品に損害が生じた場合	被害物の損害額から自己負担額（3,000円）を差し引いた額をお支払いします。 (※1)損害額は、1個・1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、乗車券等については、5万円が限度となります。 (※2)お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による損害 ・すり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって機能に支障をきたさない損害 ・置き忘れまたは紛失 ・右記の「 保険の対象に含まれないもの(携行品) 」に生じた損害 など
救護者費用等保険金 (救護者費用等補償特約 ^(注4))	次のいずれかの事由（主な場合）に該当した場合 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気により、3日以上続けて入院した場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した救護費用等のうち、社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 (※)お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、救護者費用等保険金額が限度となります。	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用 ・自動車等の無資格運転、道路交通法で定める酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 など
治療・救護費用保険金 (治療・救護費用補償特約 ^(注4))	傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金および救護者費用等保険金の「保険金をお支払する場合」をご参照ください。	傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金および救護者費用等保険金の「お支払いする保険金」をご参照ください。 (※)1回の病気・ケガ等について、治療・救護者費用保険金額を限度としてお支払いします。	・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ・病気等 など

(注1) 海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
(注2) 保険契約により補償の対象となる方をいいます。以下同様とします。
(注3) 傷害死亡保険金は基本となる補償のため、除外してご契約いただくことはできません。なお、セットされる特約の組合せにより、お引受けできない場合があります。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
(注4) この特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（クレジットカードに付帯された保険契約等、弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。他の保険契約等をご確認いただき、要否をご判断のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項等説明書の「その他ご留意いただきたいこと」(4)特約の補償重複をご参照ください。

<ご契約上のご注意>

- 既に海外旅行の目的をもって住居を出発されている方、または帰国予定のない方もしくは国外に永住される方は、お申込みできません。
- この保険の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、旅行行程中のケガ・病気等に限ります。なお、旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次のいずれかの事由（主な場合）により遅延した場合には、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。
 - ①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
 - ②交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- 「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いしない場合」および「保険金または保険金額の削減となる運動等」の詳細は、海外旅行傷害保険ハンドブック（普通保険約款・特約）に記載されていますので、ご参照ください。

保険金または保険金額の削減となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(※1) ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
(※2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(※3) 職務として操縦する場合を除きます。
(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

保険の対象に含まれないもの（携行品）

- ①船舶^(※1)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ②義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずる物
- ③動物および植物
- ④通貨および小切手
- ⑤株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等は保険の対象に含まれます。
- ⑥預金証書、貯金証書、預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、運転免許証^(※2)その他これらに準ずる物
- ⑦稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑧被保険者が上記の「保険金または保険金額の削減となる運動等」に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウインドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動のための用具
- ⑨その他保険証券記載の物
(※1) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
(※2) 自動車または原動機付自転車の運転免許証を除きます。

海外アシスタンスサービス

- 日本語対応・24時間・年中無休
海外旅行先でケガ・病気等のトラブルが発生した場合、「日本語対応・24時間・年中無休」のアシスタンスサービスをご利用いただけます。
- キャッシュレス医療サービス
海外旅行先のケガ・病気の場合、病院で治療を受ける前にアシスタンスセンターにご連絡いただくことにより、キャッシュレスで治療を受けられます。（ただし、提携病院に限ります。）
- 緊急医療サービス
海外旅行先で大ケガ・重病によって病院または日本への緊急移送が必要な場合にアシスタンスセンターがサポートします。